

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

天理市公平委員会

委員長 橋本 武志

### 公平委員会規則第3号

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則  
職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成12年9月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「措置の要求をしようとする職員が記名押印して」を削る。

第7条第1項中「が記名押印」を「の氏名を記載」に改める。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に作成及び受領した文書から適用し、同日前に作成及び受領した文書については、なお従前の例による。